

公共放送ワーキンググループ（第18回） 議事要旨

1 日時

令和6年1月26日（金）10時00分～11時22分

2 場所

総務省内会議室及びWEB

3 出席者

(1) 構成員

三友主査、内山構成員、大谷構成員、落合構成員、宍戸構成員、
曾我部構成員、瀧構成員、長田構成員、林構成員

(2) オブザーバー・出席者

日本放送協会（根本理事）、（一社）日本民間放送連盟（堀木専務理事）、（一社）日
本新聞協会メディア開発委員会（今城委員長、堀副委員長、梅谷委員）

(3) 総務省

竹内総務審議官、山崎大臣官房審議官、金澤情報流通行政局総務課長、
飯倉同局放送政策課長、後白同課企画官

4 議事要旨

(1) 第2次取りまとめ案について

事務局から、資料18-1に基づき、説明が行われた。

(2) 質疑応答等

各構成員から以下のとおり発言があった。

【曾我部構成員】

2つ意見があります。

1つは、「フェイクニュース」という用語が何か所か、例えば資料20ページの下か
ら3段落目と下から2段落目に出てきますが、もちろん「フェイクニュース」という
言い方は、よく社会において使われている訳ですけれども、他方で、総務省で別途開

催しているプラットフォームサービスに関する研究会では、「フェイクニュース」という言い方は基本的にしておらず、「偽情報・誤情報」という言い方をしております。また、専門的な文脈では、最近では「誤情報」とか「偽情報」という言い方をするようになってきていますので、用語について、これでいいのかということをお確認いただきたいということでもあります。

もう1点は、その同じページにあります「インフォメーション・ヘルス」という言い方でございます。こちら、既にこのワーキンググループ、あるいは親会を含めて、「情報空間全体のインフォメーション・ヘルス」という言い方を使ってきているので、これを変更していただきたいということではないのですけれども、やはり違和感があるので、コメントということで申し上げたいと思います。「インフォメーション・ヘルス」というのは、基本的には個人単位でいうものであって、少なくとも元々は、個人の食生活における食と健康のバランスとのアナロジーで語ってきたものです。そういうこと言うと、個人の摂取する情報も偏りなくバランスよく摂取することが大事であると、そういうことでスタートしたのだと思われまます。

そうしますと、「情報空間全体のインフォメーション・ヘルス」という言い方は、元々主張されていた文脈とは異なるものですし、やはり表現の自由が重視されるのが情報空間の原理原則でありますので、その健康という言い方で語るには慎重であるべきだと思われまます。

そういう中で、「インフォメーション・ヘルス」という別の文脈で出てきた用語、概念を「情報空間全体のインフォメーション・ヘルス」を確保するという視点で語るということについては、個人的には大変違和感があるということをおし上げておきたいと思われまます。これは本文を変更していただきたいということまで今さら申し上げるわけではなく、今たくさんの方がいらっしゃるので、そういう意見もあるということをおし上げておきたいと思われまます。

【三友主査】

2点、非常に重要な言葉の定義の問題だと思われまます。「フェイクニュース」という言葉について、「偽情報・誤情報」という表現がよりふさわしいのではないかとおし上げておきました。国内だけではなく、海外でも「ミスインフォメーション」、「ディスインフォメーション」という表現を最近使うようになっておしまます。他方で、「フェイクニュース」

という言葉もこれまで使われてきていることでもございますので、ここは、例えば併記していただくとか、何か工夫をしていただければと思います。

それから、「インフォメーション・ヘルス」につきましては、これも御指摘のとおりのように私も感じますが、ここはカタカナを無理に使わなくても、例えば健全性とか、そういう言葉で置き換えるということもあろうかと思いますが、事務局はいかがでしょうか。

【後白放送政策課企画官】

まず、1点目の「フェイクニュース」の関係でございますけれども、確かに曾我部構成員御指摘のとおり、現在、総務省では、「偽・誤情報」という言い方をしている部分になります。他方、総務省の言い方と、公共放送ワーキングとしての言い方は、必ずしも完全一致させないといけないということでもないと思ひまして、なぜ「フェイクニュース」と記載したかと言いますと、第1次取りまとめにおきましても、「フェイクニュース」という表現を使っていたことを踏まえまして、「フェイクニュース」という記載をしているところでございます。

ただ、今、三友主査から御指摘ありましたとおり、併記するということはあり得ると思いますので、よろしければ、そのような方向で考えたいと思います。

2点目の「インフォメーション・ヘルス」でございますけれども、こちらにつきましても、曾我部構成員御指摘の点、それから三友主査におっしゃっていただいたこともあり得ると思いますが、具体的にどのような記載にするかについては、改めて三友主査や皆様に御相談できればと思います。

【三友主査】

曾我部構成員、よろしいですか。

【曾我部構成員】

2点目については、特に修正まで求めるものではなく、注記でこのような意見もあったと書いていただくという手もあると思います。他のこれまでの議論との整合性に関わることであれば、本文修正までお願いするものではありませんので、それも含めて御検討いただければと思います。

【三友主査】

そのほか、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、特に、この時点では御意見がございませんので、ただいまいただいた御意見をなるべく反映するような形で、修正を含めて検討させていただきたいと思います。その修正につきましては、主査一任とさせていただいてよろしいでしょうか。

(「異議無し」の発言あり)

【三友主査】

それでは、特に御異議がないようでございますので、そのようにさせていただきたいと思います。必要な修正を反映した上で、速やかにパブリックコメントを行い、公表していきたいと思いますので、引き続きよろしく願いいたします。

ここからは意見交換の時間にしたいと思います。今回の第2次取りまとめの内容も含めて、皆様から御意見をいただきたいと思います。構成員及びオブザーバー、そして新聞協会メディア開発委員会の皆様から、特にこれまでの議論に関する所感、あるいはNHKのインターネット活用業務等への今後の期待などにつきまして、御発言をいただければと思います。

【内山構成員】

まず、総合的に今回の議論が日本のメディアシーン全体にとって、総合的にプラスになるかマイナスになるか、まだまだ自信が持てないなという感じがいたします。任意業務であったものが義務化する。ただ、その過程の中で、決して事業ドメインが広がるわけではなくて、むしろ事業ドメインが下がる形になってくる。日本で一番能力を持っている機関の事業ドメインを縛る形になっているので、そういう意味でプラスになっていくのか、マイナスになっていくのか、非常に不安なところがあります。

これはずっと1年ぐらい議論してきたテキスト問題を含めてです。いろいろなところで言われるのは、あのサイト良かったんだよねという、巷の声はよく聞くところであって、そこにいろいろな縛りがかかるところにおいては非常に懸念点を持ちますし、結局、国民の便益の評価をしないまま、この議論が進んでしまったということがあり

ます。合わせて、制作局領域ではなくて報道局領域の話として、放送局、NHK、新聞社、そこで働いている個人のジャーナリストの皆様方にとっての動機づけが果たしてどうなったのだろうというのも非常に不安に思います。制作局系であれば、もう日本の機関は駄目だからネットフリックスに行こうとか、そういう逃げ道がありますけれど、報道局系になってくると、他にどこにも行くところもないということもあって、この分野自体に嫌気をささないといいなという心配事もあります。

そういう意味では、まだまだこれから注視しなくてはいけないと思いますし、私はメンバーではないのでストレートに言えますけれど、ぜひ競争評価においては、失われる国民の便益ということもしっかり評価に入れていただきたいと思います。

それから、積み残しになった国際について言うと、いつもいろいろな議論と要望が錯綜するので、前も言いましたけど、交通整理をしながら、この議論は進めてほしいと思います。特に目先のことと言えば、事業者の国際化、それからサービスの国際化、番組ごと、コンテンツごとの国際化、3つのレイヤーがあるので、この辺がごちゃごちゃにならないように議論しなきゃいけないと思います。

それから、NHKにおかれては、当然ながら良いパートナーをきちんと見極めてください。それは国内のパートナー、国際のパートナー両方含めてということです。今朝もたしかフランステレビジョンと、どこかどこか（後記 米国PBS）との共同で、NHKがイースター島の共同制作を行うというリリースがありましたけれども、そういう意味で、世界のメジャープレイヤーと伍して並んで一緒にやっていける立ち位置にあるのがNHKなので、そうしたネットワークとして今後も維持していただきたいと思いますし、併せて、国内においても、民放、ケーブル、衛星事業者を含めて、広い意味で良いパートナーを見つけていってほしいと思います。

【大谷構成員】

まず、本論とは直接関係ありませんけれども、今般の能登地震では、改めて正確な情報が重要であること、特に地域情報の有用性について再認識させられたというのは、皆様と共通の理解ではないかと思います。停波する前のBSプレミアムの電波を使って、衛星放送から金沢放送局の番組を流すという臨機応変の措置が講じられたということは大変良いことだと思っております。

ここでの議論とは違うのですが、このような幸運に常に恵まれるということ

はないので、幸運を期待するのではなく、何らかの準備をするということを考えていかなければいけないと思っているところです。

本論と関係するところでは、通信環境が利用できる場所では、同時配信を使って、NHKプラス、つまり、マルチデバイス、マルチチャンネルが実現したことによって、災害時の公共メディアの有用性がはからずも実感できたということがあったと思います。このように、災害大国であるという我が国の長を考えると、公共メディアの役割として、正確で、かつ、多様な情報をより多くの種類のデバイスで視聴可能とすることが必須でありまして、常に非常時を想定したBCPという観点からも、地上波テレビ放送に限らず、地上波のラジオ放送なども含めて、必須業務化するための道筋をつけた今回の議論というのは、大変価値のあるものだったと振り返っております。

それから、能登地震との関係ですと、やはりこれを契機として、ネット上の偽情報の蔓延が現実のものになっております。その観点からも、事実や真実への参照点としての伝統的なメディアの役割も大きいと考えております。NHKが信頼できるメディアとして、自らのガバナンスの実効性を確保していただくとともに、ほかのメディアとの協力関係をぜひ構築していただきまして、特に協調領域に該当する分野では、テキスト情報について、NHKが収集した情報を収蔵するのではなく、オープンデータ、オープン情報として、多くの方が利用できるように開放されることを今後期待してまいりたいと思っております。

この点、取りまとめの12ページで、国際放送が競争領域ではないと書いていただいた点は、競争評価においても考慮されるように希望しておりますし、また、先ほど内山構成員がおっしゃられたこととも重なりますけれども、国際放送以外の分野でも協調領域が見いだせるのではないかと考えておりまして、競争評価において、この点も改めて考えていただけると大変ありがたいと思っております。

【落合構成員】

改めてこの検討を振り返ってまいりますと、公共放送ワーキンググループの親会も含めたデジタル時代の放送制度の在り方を全体として考えてきたと思っております。その中では、メディア、特に放送局の方々が、デジタル空間が広がる中でも持続可能性を高め、地域情報発信なども重要ですが、質の高い情報を提供できるようにしていくということが、全体として、大きな目標になっていたのではないかと考えておりま

す。

私としても、特に公共放送ワーキンググループに限らず、この検討会全体としては、ローカル局、特に民放のローカル局に向けてメッセージを発信してきたつもりではございますが、NHKと民放との二元体制を維持しながら、デジタル空間でも地域情報を含めて情報発信を続けていただきたいということがあったため、議論をしていたと思っております。

このような観点では、当然ながら、今回、このような形で競争評価、配信の範囲も議論してまいりましたが、NHK、民放の双方において、よりインターネット配信を拡充されていくような形が、最終的に望ましい形であろうと考えております。

一方で、民放の事業継続という観点で、親会を中心に、ブロードバンド代替や設備共用、マス排の整備、こういった民放側で、制度やインフラ面で議論できることを行ってきたという中で、さらにパーツとして、NHKとの競争環境の議論の整備も行ってきていたと思っております。

NHK単体の視点で見ますと、ガバナンス強化という視点で、必須業務化に関する一定の縛りがなされた上で、また、さらに競争評価の制度整備も行われることになってきました。こういう状況ではございますが、最終的には、メディア以外、新聞の方々などもメディアの一部であり、さらに外のメディアとは関係ないような情報発信も多くなされてきて、先ほども曾我部構成員から偽情報・誤情報に関する議論という指摘もあったという中で、やはりメディア、特に放送局の価値というのは、改めて見直される場面であると思っております。あくまで環境整備の視点で、しっかり競争環境の整備をして、NHKに対して規律をかけていくという側面はあるのですが、民放、NHK、双方とも、できる限り情報発信を強化する形につながることを、最終的には望んでおります。

今後の課題としましては、今回の取りまとめの中でも、広告の点についても議論をしていくことを示していただいていたと思っております。特に国際放送の場面を含めて、広告の形で収入を得ていくことは、実際には競争環境の整備につながる可能性もあり、ワーキンググループの途中で何度か議論させていただいておりました。結局広告で収入を得るということと、それを何に使うのかというのは別なことだと思っております。プラットフォームとしてのNHK、これは民放の方であったり、場合によってはメディアの方とも協調するものであり、プラットフォームのタスクフォースで議

論をしたこともありました。こういう中で使っていただくということであれば、むしろ、そのような収入も、恐らく業界全体のためになっていくと思います。競争環境の整備、協調業務の原資にもつながっていくのではないかと考えております。

いずれにしましても、今後さらに競争評価で、実質的に議論をしていくことも重要ではありますが、一方で、今後、偽情報・誤情報との戦いも続けていかないといけないこともありますので、そういう中で、さらにメディアの役割が再認識される形につながっていけばと思っております。

【穴戸構成員】

第2次取りまとめ案は、これまでのワーキンググループの議論を丁寧にまとめていただいたものでございますので、私も異存ございません。インターネット同時配信の必須業務化の範囲について、衛星放送の議論がございました。私は衛星放送も、NHKが公共メディアとして公衆を形成する役割を果たすために不可欠なものであるからこそ、受信料制度によって支えられているものと理解しております。したがって、衛星放送についても、本来的には同時配信の必須業務化が求められると考えております。報告書に、この点も書いていただいているとおりでらうと思っております。

実施環境が整うまで当面の間は必須業務化を見送るとした結論は適切だとは思いますが、これはあくまで当面の問題であると理解しております。また、地上波テレビ放送と同時期に実施が困難であるという理由として、権利処理等に係るコストの問題が挙げられておりますが、早期にこの問題が解消されない限り、放送の受信者と同様の受信環境にある者として、受信料相当額を負担される方々の負担の問題、それからNHKによる公共メディアサービスの享受のバランスをどう考えるのか、翻って放送本体の既存の衛星賦課受信料の在り方自体に跳ね返ってくるということを、改めて指摘しておきたいと思っております。

NHK御自身が求められました同時配信により、公共メディアとして重たい責任を果たすために、地上放送と衛星放送の間の番組編成、それからコストの配分の在り方自体を見直して、早期に衛星も同時配信を実現するためのロードマップを策定、公表されることを強く希望しております。

もう1点、NHKのガバナンスにつきましては、私がこの場で申し上げた意見も丁寧に取り上げていただき、感謝申し上げます。私としては、経営委員会が視聴者を代

表される機関として強い正統性と権限を有して、重大な責任を担っておられるということ意識して発言してまいりました。前回会合後、NHKが公表された経営計画において、経営委員会が、より幅広く意見を集め、多元性の確保など、ガバナンスに生かす取組を強化と明記いただき、取りまとめ案の中にもこの点、引用していただいている点は、非常に重要なことだと私は思っております。

先ほどの衛星の問題、それから、テキスト情報が必須業務として提供される場合の具体的範囲をどう決めるのか、子会社のガバナンスの監督など、国民の知る権利に奉仕するためのメディアの多元性を適切に実現していく上での、重大な権限と責任を実効的に果たすことが今後の経営委員会に期待されるところかと思えます。

議決事項の計画的な審議とともに、意見や情報を継続的に集めて分析し、質の高い審議、議決、それから執行部の監督を行っていただき、また、視聴者に説明責任を的確に果たしていただくための体制の整備と運用を経営委員会御自身が主体的に行い、会長以下執行部も適切に御協力されるということが、本ワーキンググループで示された構成員及びオブザーバーからの意見を生かしていく上での必須の条件であるということコメントとして申し上げておきたいと思えます。

偽情報等の問題につきましては、曾我部構成員、落合構成員からも御発言ありましたので、これ以上、私からは申し上げないようにしたいと思います。

【曾我部構成員】

まず、このテーマ、第1次取りまとめからですけれども、様々な御意見ある中、こういう形で取りまとめに至ったということについては、事業者の皆様、それから総務省の方々、それからその他関係者の皆様の御努力だということで、お礼を申し上げます。

その上で、まず、現在において重要なネット業務が制度的に位置づけられたということは非常に意義深いことでもあります。また、インターネットに関係する限りではありますが、新聞のような活字メディアも議論の俎上、議論のアクターとして俎上にのったという意味でも意義があった議論と思えます。

ただ、他方で、結果として、今までブラウザで自由に見られたNHKのコンテンツが、受信契約が必要ということで見られなくなる傾向になっていくことも指摘しなければならぬと思えます。こちらは、短期的には知る権利にとってはマイナスになる

わけですが、それはもちろんメディアの多元性を維持し、長期的に知る権利を確保するためのものだと思います。ここから分かりますように、この議論においては、知る権利の確保において、長期的な視点と短期的な視点との間で、緊張関係があるということに留意が必要かと思います。現状、短期的にはマイナスに作用するという面もありますから、長期的なプラスを確保するという必要があるかと思います。すなわち、メディアの多元性は確保されなければならないわけです。そのためには、NHKのネット業務の競争評価を通じてのみ、その点に対応しようというのではなくて、NHKにおかれましては、その他の面で積極的な多元性確保への貢献を期待したいですし、国においても、政策手段の検討が求められるかと思います。

また、知る権利の短期的確保と長期的確保のバランスというのは状況によって変わっていくところがございますので、今後もこの点については、注視を続けるということが求められるというところで、適時適切に、今後に対応していくということを期待したいと思います。

【瀧構成員】

このたびの取りまとめ、誠にお疲れさまでございました。私からは大きく2点でございます。

1つは、今年は特に災害の報道から始まる年になってしまったわけですがけれども、メインで起きている非常に大きな災害がみんなの注目を集めている今のような時は、まだそういう報道があるわけですが、この後も非常にローカルな単位で、細かな単位で、恐らくビデオや報道には上がらないようなレベルでも、記者は情報収集をされていくと思っていまして、そういった情報が放送と密接なところだけで、ネット業務もやりましょうという話になると、捨象されていく性質というのはあるだろうと危惧をしているところでございます。細かい個々の人たちの立ち直りというのも、復興という観点一つ取ってもすごく重要なポイントだと思っており、そういうことがこれからの議論の中で、情報として捨てられていかないことは極めて大事な観点と思っております。

昨日も開かれた情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会でも、ビッグピクチャーの中で情報空間というのは、プロ性の高い主体と、その他の主体で構成されているという絵が引用されておりました。その絵の形にもありますように、今やプロ性の高

い情報というのは、もうマイノリティになっていって、大半はノンプロといえますか、なかなか統制も効かせづらい情報の空間になっているという点があるわけでございます。

ネットをなりわいにしている人間として申し上げますと、ネットメディアはどうしても短期で、個人でネガティブバイアスがかかりがちなものがページビューを集めがちなところがあるわけですし、そうすると、情報空間の全体としては反対である、長期的に社会のためになる、そのような希望も持たせた実質ある情報を出していくことがバランスの取り方として、すごく大事だと思っております。

そういう中で、バランスを取らなくてはならないという議論と、ある意味、競争評価の議論は、短期的には今、逆のベクトルを向いた議論をしていると思っていまして、今、私もお付き合いのあるメディアの結構有名な媒体が3月末でクローズするという話を聞いたりしている中で、新聞社の市場も今、目に見えて減ってきている訳です。競争環境の評価だけでいうと、同じ規模でNHKの規模を小さくするという話になるのであれば、先ほど述べた健全性の議論は、競争評価とはかなり逆のベクトルの議論を見るわけございまして、健全性の議論がちゃんと今、取りまとめられている中で、そこを今後の議論の中でどう引用するのかということがとても大事だと思っておりますというのが1点目でございます。

もう一つは、例えば2027年度ぐらいまでの収支の見通しなどが去年から示されているところですが、全体で1,000億円、費用を減らしていく必要があるという、これはもう一民間事業で言われたら卒倒するようなレベルのコスト削減が要請されているわけございまして、この検討会で公共性という話を言いながらも、どうしても予算に向き合って、コストパフォーマンスも負わなきゃいけないところが今後は出てくるだろうと思っております。そのため、そのような面で、ある意味メリットデメリットを比較して、コストベネフィットを比較して、今回いろいろな、同時配信は厳しいという領域をきちんと峻別できてきたことも重要な議論だと思っておりますし、NHKでは、多言語でNHKワールドのポッドキャストなど、非常にいい取組をされていると思っております。同じ取組を、例えば地方支局ごとにチャンネルをつくって、地元情報のポッドキャストだけやるとすれば、ポッドキャストは私も週一でやっていますけれども、安価にできる取組ですから、そういうことをきちんと柔軟に考えていけばいいのではないかと思いますというコスパの観点が2点目です。

【長田構成員】

今、ほかの構成員のお話を、本当に重要な御指摘と思って伺っておりました。私は一受信者の立場として今回も参加をさせていただいておりますけれども、いずれにしても、今回、能登半島の地震のときでも特に思いましたけれども、放送が届かないとことに対して、非常に不安に思っている方が大勢いらっしゃるという状況で、いろいろなメディアを使った発信というのが本当に大切だと思いました。

今後、これからまたいろいろ課題もありますし、競争評価というステージにもなっていくわけですが、何しろ今、公共放送、NHK以外、他のメディアとも力を合わせて、そして健全な情報環境を守っていくために、協調の領域をより広くつくっていくような、そういう努力を我々も含めてみんなでしていかなければならないと強く感じています。

【林構成員】

一言感想を申し上げたいと存じます。すでに構成員のコメントはそのとおりだともって聞いておりました。私からは3点ございます。

1点目は、NHKのネット配信が「必須業務化」されたあかつきには、むしろ今後の視聴実態の展開としては、若年層を中心に、ネット配信の方が主体となり、テレビ受信機を通じた視聴が「補完」となる可能性さえあると思います。その際、そもそも放送とそれ以外の放送コンテンツの配信を区分する基準、とくに放送概念の識別基準は今後今日的意味を失うかもしれません。総務省の基準によれば、配信サーバーから全チャンネルを同時かつ一斉に送信されている、すなわちbroadcastingされている点、つまりマルチキャスト方式による送信を捉えて、利用者のリクエストに応じてインターネットを通じて送信する通信とは区別されています。しかし、これはもっぱら技術的観点からの説明であって、放送の内在的意義ないし社会的影響力といった実質的観点からの説明ではありません。このような技術的観点からの形式的説明だけでなく、より放送の積極的意味づけに照らした説明が求められるのではないかと思います。この報告書が、放送とりわけ公共放送の内在的意義について、今後の示唆を与えているように思いました。

2点目は、これは他のところでも申し上げましたが、NHKが有する過去何十年に

も渡る膨大な放送素材やコンテンツは代替するものがなく、そういった放送遺産は受信料を原資として蓄積されてきたという意味で、ある種国民共有の資産といえると思います。これをNHKに独占的に利用させ、あるいは死蔵させるのではなく、広く民間に開放し、そのコンテンツの利活用を促進することが、日本全体のコンテンツ制作力の底上げに繋がるのではないかと。また、アーカイブを活用することは、一から類似のコンテンツを作り直すよりは、制作費の削減にも繋がります。総合的に考えると、コンテンツの振興にとっても望ましいと思います。権利処理や提供条件等の問題もありますが、NHKが有する膨大な放送素材は、ある種の公共財と位置づけて、広く利活用を促進する政策を講じる必要があるのではないかと。これは、法律で強制するのではなく、民間同士で推進するという形もあると思います。

3点目は、必須業務化について、NHKとその他の民放や新聞といった民間メディアとは立ち位置が違うことをあらためて認識があると思っています。NHKはいうまでもなく公共放送ですので、政治からも経済からも独立して国民みんなが支えるもので、その共通認識のもとに存在していると思っています。ですので、たとえコストがかかっても、ふだんテレビを見ない人にもアプローチしたいというのは公共放送としては極めて自然な発想です。だが民間は違うわけで、受信料という汗をかかずに得られる財源による裏付けがないなかで、必死にビジネスモデルとしてもがいているわけです。そこを競争評価としてどう汲み取るかは、単に民業圧迫という言葉では片付けられない、メディアの多元性の維持・促進といった観点からの評価が不可欠と存じます。

【後白放送政策課企画官】

山本主査代理の御意見、代読させていただきます。

(以下代読)

取りまとめに記述されていることの繰り返しにすぎないが、各論的及び総論的な指摘をしておきたい。各論としては、取りまとめ7ページで、配信方法や費用等について検討を要するとされた地方向け放送番組の同時・聞き逃し配信について、NHKが拡大のためのロードマップを策定するとされている。また、10ページで、当面の間は必須業務化を見送るとされた衛星放送についても、NHKが必須業務化に向けてロードマップを策定すべきとされている。NHKには、着実な取組をお願いしたい。

それから、16ページでは、NHKの子会社の事業活動が適正か否かをエビデンスベースで検証することが求められている。ワーキンググループで示されたエビデンスは限られていたが、今後、より具体的な事例を把握した上で議論されることを期待する。

総論としては、20ページに書かれているように、今回の議論はNHKのインターネット活用業務を対象を限ったものであった。しかし、本来重要なことはインフォメーション・ヘルスの確保であり、そのために技術的、実務面のみならず、制度面についても、議論を深めることである。今後そうした議論につながることを期待したい。

以上でございます。

【日本放送協会 根本理事】

NHKは、地上波テレビ放送以外の放送のインターネット活用業務の在り方につきまして、インターネット上におきましても、正確で信頼できる情報を発信し、視聴者・国民の皆さんの安全・安心を支え、あまねく伝えることで、健全な民主主義の発達に資するという放送と同様の公共的役割が必要と考えております。地上波ラジオ放送、衛星放送、国際放送について、インターネット上でも同様の公共的な役割を果たしていくという基本的な考え方をお示しいたしました。

一方で、ラジオ、衛星、国際、それぞれには地上波テレビ放送とは異なる固有の事情がありますので、御留意いただきたい点についても説明いたしました。こうしたNHKの考え方も踏まえながら、構成員の皆様には活発な御議論いただきました。ありがとうございました。

地方向け放送番組の配信につきましては、地域におけるメディアの多元性の確保の重要性等を踏まえまして、民間放送事業者や新聞社等の地域メディアの公正競争の確保に支障が生じないように考慮することについても御議論いただきました。また、NHKのガバナンスの在り方につきましても、御議論いただきました。

今月9日に公表しました「NHK経営計画（2024－2026年度）」では、「情報空間の参照点」の提供と「信頼できる多元性確保」への貢献の2つの基軸をもとに、公共メディアの役割を果たしていくという記載をいたしました。また、「説明可能・アカウンタブルな経営の徹底」としまして、経営の意思決定プロセスを明確化し、透明性向上を図ることを記載したほか、経営委員会・監査委員会によるガバナンスにつき

まして、経営委員会が執行部と審議・検討する定期的な会議体を設置することや、経営委員会がより幅広く意見を集め、多元性を確保することなど、ガバナンスの取組を強化することなどを記載したところでございます。

本ワーキンググループにおける御議論を踏まえながら次期中期経営計画に基づいて、今後の事業運営を進めてまいろうと考えております。

また、競争評価であります。引き続き、「日本放送協会のインターネット活用業務の競争評価に関する準備会合」等におきまして、インターネット活用業務が必須業務とされた場合におけるインターネットを通じたテキスト情報等の配信に関して、公正な競争環境を確保するために実施する競争評価の仕組みが円滑に機能しますよう、議論、検討を進めてまいります。

活発な御議論をいただきました皆様をはじめまして、関係者の皆様にこの場を借りて御礼申し上げます。

【日本民間放送連盟 堀木専務理事】

第2次取りまとめは、4ページに記載のとおり、NHKの放送全体を原則として、インターネット活用業務において必須業務化するとの方向性を提言されています。これは放送事業者であるNHKに対して、映像・音声の配信事業者であることを義務づけることとなりますので、日本の放送制度にとっても大きな転換点となるものだと考えています。

その上で、4ページの書きぶりについて一言申し上げたいと思います。冒頭から視聴スタイルのネットシフトや情報空間全体のインフォメーション・ヘルス、健全性に対するNHKの貢献などを挙げて、放送全体の配信の必須業務化を提言していますが、ここだけ読むと、ネット時代だからNHKの全ての放送は原則ネット配信すべきだと単純化して受け取られないか、との懸念があります。

民放事業者は、放送の二元体制を維持しながら、デジタル情報空間の中で信頼できる情報を、地域情報を含めて発信をしていきたいと考えています。民間放送も、今は非常に経営が厳しいです。NHKも人口減少の中では、これからどのように組織をサステナブルにしていくかは大きな問題だと思います。そのためにも、NHKの在り方に関する議論は、NHKが果たすべき役割や機能などの議論だけでなく、財源・受料の在り方や公共放送を支える国民負担のあるべき姿をあわせて議論することは、

今後も極めて重要だと私は考えています。

これはかねてから、民放連の一貫した主張でもありますので、この機会に改めて指摘をさせていただきたいと思います。

【日本新聞協会メディア開発委員会（今城委員長）】

当委員会は、秋以降の会合にも総務省の要請を受けて出席させていただいております。昨年12月5日の第16回会合で、当委員会の主張は述べさせていただきました。本日は、詳しくは申し上げませんが、今日御説明いただいた第2次取りまとめ案では、その趣旨が反映されたものも、そうでなかったものもあると承知しております。放送コンテンツ以外のテキスト業務について、抜け道のような形で幅広く展開されることは望ましくないと12月5日に述べましたが、基本的には競争評価の枠組みを経て決定されるという結論になりました。こちらは当委員会が構成員として参加している準備会合の検討テーマになっていくと考えております。NHKのネット業務の必須業務化に反対という姿勢は変わりませんが、ルールメイキングにこれから積極的に関与していきたいと思っております。

取りまとめ案の20ページに、「能登半島地震において、災害時における放送の役割の重要性が再認識された」との指摘があります。この点はまさに共感するところですが、一つ付け加えさせていただきますと、地元をはじめ、全国の新聞社、通信社の多くの記者が現場で取材し、被災者の方々に必要な情報を届けたり、被害の実情を伝えたりしております。紙面制作を継続しつつ、号外の発行や避難所への配達なども行っております。デジタルでももちろん情報発信しております。こうした災害時の情報発信には、地方新聞社をはじめ、地域メディアの存在が不可欠です。

今回の取りまとめ案で、メディアの多元性を確保するため、NHKが地域メディアとの公正競争の確保に支障が生じないよう考慮することを明記された点は、一定の評価ができます。総務省や構成員の皆様におかれましては、放送政策、放送行政ではあまり焦点が当たらなかった、こうした新聞・通信社の活動、役割についても御理解いただき、今後も議論に当たっていただきますようよろしくお願いいたします。

【三友主査】

最後に一言申し上げたいと思います。

まずは、これまで熱心に御議論いただきまして、大変な御尽力をいただきましたことに、感謝の意を表したいと思います。おかげさまで、第2次取りまとめ案としてまとめることができました。私から、この機会に2点お話をさせていただきたいと思えます。

まず、1点目は、取りまとめ案の20ページにも記載されておりますし、構成員の方を含め、多くの方が発言されていることではございますけれども、1月1日の能登地震で多くの方が被災され、そして、避難所での生活を余儀なくされております。今回もSNS上のフェイクニュース、誤情報・偽情報がいろいろ取りざたされました。実際に誤った情報が広まってしまいますと、それを打ち消すには時間がかかる場所でありますけれども、その際に大きな役割を果たすのがマスメディアによって提供される情報だと思えます。特に即時性のあるテレビ、ラジオの情報というものにアクセスできることは、安心の材料としては、重要であると思えます。

その際、インターネットを通じた個人端末へのこうした情報の提供、あるいは、これらの情報を文字によって提供することも、避難所において周囲に多くの避難された方がいる中で、周囲に迷惑をかけずに情報を得る手段として、その役割の重要性というものが改めて認識されたのではないかと思います。情報へのアクセシビリティの観点からも、文字情報を含めて、国民が求める情報を即時的に、あるいは、かつ正確に、多様な情報源から提供するということを我々は志向すべきではないかと思います。

2点目ですけれども、公共放送ワーキンググループでは、第1次の取りまとめ以降、NHKのインターネット活用業務の在り方、ガバナンス、そして国際放送の在り方などについて検討を行いました。私は、これまで関連する会議の中で、NHKが果たすべき役割への期待に関連して、矜持という言葉とか、あるいはノブレス・オブリージュというような言葉を使わせていただきました。これは公共放送が果たすべき役割を、誰もが納得する形で果たしていただきたいと、そういう期待を表しているわけですが、これからも不断の努力によって、信頼性の高い情報発信、知る権利の保障、あるいは社会の基本情報の共有とか多様な価値観に対する相互理解の促進といった放送コンテンツの価値を国民、あるいは世界に向けて発信していただき、広く放送業界、あるいはマスメディアの社会貢献に寄与していただくことを期待しております。そのための枠組みを、このワーキンググループでも引き続き検討していきたいと思っております。

このワーキンググループにおきましては、特に必須業務化について、長い時間議論が繰り返されておりました。ただ、内向きの議論に終始せず、メディアの全体の動向、あるいは国民の思考の変化を見据えて議論を進める必要があると改めて思う次第であります。

最後になりますけれども、改めて、第2次取りまとめの作成に御尽力、御協力いただきました皆様に心からの感謝を申し上げます。

(3) 閉会

事務局から伝達事項の連絡があった。

(以上)